

島根県がん患者社会参加応援事業補助金 Q&A

No.	区分	質問	回答
1	対象 経費	ウィッグについて、補助対象となるものは何ですか。	①全頭用ウィッグ、②ウィッグの装着に必要な頭皮保護用ネットが対象になります。 くしやクリーナー等の付属品は対象なりません。
2	対象 経費	乳がん患者用のパッドや人工乳房など下着以外のものは対象になりますか。	はい。 乳房を切除された方の胸部を補整するものであれば対象となります。
3	対象 経費	乳房切除後や乳房再建の術後に使用する、ブレストバンド（バストバンド）は対象になりますか。	いいえ。 傷の安静や固定を行うことがブレストバンド（バストバンド）の使用目的であり、外見変貌を補完するための補整具ではないため、助成の対象外となります。
4	対象 経費	補助対象となる補整具は、1人1つですか？	いいえ。 購入される個数は問いませんので、複数でもかまいませんが、申請は1回にまとめて合計額で申請してください。 ただし、補助額は購入費の合計額の1／2の額（千円未満切り捨て）で上限2万円です。 また、申請と同じ年度内に購入した補整具が補助の対象です。
5	対象 経費	いつ購入したものが対象になりますか。	申請と同じ年度内に購入したものが対象となります。 なお、添付書類の日付も申請と同じ年度内である必要がありますので、年度末に購入する場合はご注意ください。
6	回数	補助を受けられる回数は何回ですか？	補助対象は、①ウィッグ、②補整下着等の胸部補整具、それぞれ1人当たり1回です。

No.	区分	質問	回答
7	回数	過去にウィッグの補助を受けましたが、補整下着について申請できますか？	はい。 それぞれ1人当たり1回補助を受けることができます。 ①ウィッグの申請書と②補整下着の申請書の2枚に分けて、申請してください。
8	回数	過去にウィッグの補助を受けましたが、異なるがんにかかった場合や、再発・転移した場合には、再度ウィッグの補助が受けられますか？	いいえ。 補助が受けられるのは、①ウィッグ、②補整下着等の胸部補整具、それぞれ1人当たり1回です。
9	対象者	ウィッグについて、過去に受けたがん治療により現在脱毛している場合、補助対象者となりますか。	はい。治療を受けられた日は問いません。 現在、治療に伴う症状があり、申請と同じ年度内に購入したものが対象です。
10	対象者	「がんの疑い」による治療は対象になりますか。	いいえ。 がんと診断され、がん治療を受けた又は現に受けている方が対象となります。
11	対象者	市町村民税（所得割）課税年額235,000円未満の世帯の「世帯」は何の世帯ですか。	住民票上の同一世帯のことです。 添付書類として、がん患者を含む世帯全員の記載のある住民票（3ヶ月以内、マイナンバーの記載がないもの）が必要です。 住民票に関しては、Q&AのNo.27をご確認ください。
12	対象者	「他の補助金等を受けていない」について、自分のかけている保険を使って購入した場合は、「補助金等を受けていない」と考えてよいですか。	いいえ。 保険の適用がある場合は、対象外です。
13	申請者	がん患者の親が補整具を購入した場合、親は補助を受けられますか。	はい。 補助金は、①対象となるがん患者、②対象となるがん患者の3親等以内の親族に交付できます。 このご質問の場合は、親が申請者となり申請します。 また、振込口座は申請者名義の口座となります。

No.	区分	質問	回答
14	申請者	がん患者である母のウィッグを子どもである自分と弟がそれぞれ購入した場合、自分と弟のそれぞれが補助を受けられますか。	いいえ。 補助は、対象となるがん患者1人当たり1回です。
15	申請者	申請書兼実績報告書に押印は必要ですか。	押印の有無は問いません。 (押印があってもなくても、かまいません。)
16	申請者	申請書兼実績報告書の「3 交付申請額」は空欄でいいですか。	いいえ。 購入費用の半額（千円未満切り捨て）（上限20,000円）を記載していただく必要があります。 例) 購入費用10,000円の場合 → 交付申請額 5,000円 購入費用35,000円の場合 → 交付申請額17,000円 購入費用80,000円の場合 → 交付申請額20,000円
17	申請者	申請書兼実績報告書の「4 確認事項 □申請にかかる補整具の購入に対して、他の助成を受けていない。」について、ウィッグを購入した場合は関係ないと考えていいですか。	いいえ。 「補整具」とは、①ウィッグと②補整下着等のことです。①ウィッグを購入した方も②補整下着等を購入した方もご確認ください。
18	添付書類	領収書に必要な記載はなんですか。	次の記載が必要です。 ・あて名（フルネーム）・購入日・購入金額 ・金額の内訳（品名等。ウィッグであれば全頭用である旨等） ・領収書発行者の名称等 レシートタイプの領収書にも、あて名の記載が必要です。領収書発行時に空いたスペースに記載してもらつてください。
19	添付書類	領収書に金額の内訳がない場合はどうしたらよいですか。	金額の内訳がない場合は、レシートや領収書内訳書、カタログなど、購入内容が確認できるものを提出してください。 提出された書類で購入内容が確認できない場合は、電話で聞き取りをする場合がありますので、申請書には、日中連絡の取れる電話番号を記載してください。
20	添付書類	クレジットカードやインターネットで購入して領収書がない場合はどうしたらよいですか。	まずは、購入店に領収書の発行を依頼してください。領収書の発行が難しい場合は、購入にかかったクレジットカードの明細書類の写し等をご提出ください（領収書と同等の内容の記載が必要です）。なお、納品書は不可です。

No.	区分	質問	回答
21	添付書類	インターネットで購入した場合、送料や手数料は補助対象額に含みますか。	いいえ。 補助対象額は、本体価格（消費税を含む）に限ります。
22	添付書類	ポイントを利用して購入した場合、利用したポイント相当額は補助対象となりますか。	いいえ。 ポイント利用分は割引として扱いますので、補助対象額に含みません。
23	添付書類	「病名の分かる書類」とはどのような書類ですか。	がん患者の氏名（フルネーム）と確定された診断名の記載が必要です。 入院診療計画書や化学療法（薬物）説明書、病理診断報告書などが考えられます。 「がんの疑い」では診断が確定されていませんのでご注意ください。
24	添付書類	ウィッグの「脱毛の原因となった抗がん剤を処方されたことや、放射線治療を受けたことが分かる書類」とはどのような書類ですか。	がん患者の氏名（フルネーム）と薬剤名等の記載された書類です。 医療機関が発行する領収書の診療明細書、入院診療計画書、化学療法（薬物）説明書などが考えられます。
25	添付書類	年度初めに購入しましたが、住民票は3ヶ月以内であれば前年度のものでもよいですか。	いいえ。 住民票は4月1日以降の新年度のものである必要があります。 病気や治療に関する書類等は前年度のものでもかまいません。
26	添付書類	年度末に購入しましたが、住民票などは翌年度のものでもよいですか。	いいえ。 全ての書類が年度内である必要があります。 年度末に購入する場合はご注意ください。
27	添付書類	世帯全員の記載のある住民票とは、どういうものですか。	世帯全員の課税年額を確認するため同一世帯の方が分かる必要がありますので、お一人ずつの住民票ではなく、同一世帯の皆様分がまとめて記載してあるものをご提出ください。 住民票の最後に「世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する」旨の記載のあるものです。 お一人世帯の方も、この記載の入った住民票をご提出ください。 住民票を取得される際に、市町村役場の窓口でご確認されることをお勧めします。

No.	区分	質問	回答
28	添付書類	「がん患者を含む世帯全員の市町村民税（所得割）の課税年額を証する書類」には、どういうものがありますか？	納税通知書や市町村役場で取得していただく課税証明書等があります。 納税通知書の場合、氏名及び市町村民税（所得割）の年間の額が分かる部分をご提出ください。 所得証明書では課税額が分かりませんので、ご注意ください。 市町村役場の窓口でご確認されることをお勧めします。
29	申請	いつまでに申請すればよいですか。	購入した年度の末日までです。 ただし、補助は予算の範囲内での交付となりますので、対象の方であっても補助ができない場合があります。 年度途中で補助額が予算額に達した場合は、県のホームページでお知らせします。
30	申請	交付できない旨の文書と共に申請した書類が返ってきました。 再度、申請するにはどうしたらいですか。	交付できない場合は、その旨を文書でお知らせし、申請書類等はお返します。（申請書類等に不備があり、県から申請者への連絡が取れない又は県からの連絡に対し申請者の対応がない状態が、1ヶ月を越える場合等も含みます。） 返却後に申請のご希望がある場合は、改めて申請してください。その際は、申請日、住民票の日付にご注意ください。 申請書類等をご提出の前に、書類を今一度ご確認ください。（Q&Aもご覧ください。また、ご不明な点は電話でお問合せください。）
31	交付	申請から補助金の交付まではどれくらいかかりますか。	申請書と添付書類に不備がなければ、2～3ヶ月程度となります。 交付する場合は交付決定通知をお送りし、交付決定日から30日以内に振り込みます。 交付できない場合は、その旨を文書でお知らせし、申請書類等はお返します。